

平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況一覧

岩手県総務部行政経営推進課  
令和2年12月31日時点

特定のテーマ：子ども・子育てに関する財務事務の執行・管理について

1 監査の結果（指摘）関連

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（令和2年12月31日現在）	
			区分	概要
1	■施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金の算定誤りについて【施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金】 施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金の算定において一部、誤って過大交付されていた。速やかに返還等の対応をとる必要があるとともに、事務処理の誤りの発生を効率的に抑制し得る体制を検討していく必要がある。	保健福祉部	措置済	対象となる普代村、九戸村及び二戸市については、返還処理が終了した。 また、適正な事務処理の実施のため、事務処理マニュアルを作成し、市町村に周知した。
2	■高等職業訓練促進給付金等支給台帳の作成について【ひとり親家庭等セルフサポート事業費】 支給台帳が作成されていなかったものがあった。「高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱」の規定に従い、支給台帳を作成する必要がある。	保健福祉部	措置済	該当の広域振興局保健福祉環境部等に対し、平成31年3月8日付け子ども子育て支援課総括課長通知にて是正指導済みであり、支給台帳はすべて作成済みであることを確認した。
3	■休業期間中の在籍状況の確認の徹底について【ひとり親家庭等セルフサポート事業費】 高等職業訓練促進給付金に関し、休業期間中の在籍状況の確認が徹底されていないものがあった。受給者に対し、在学証明書及び修得単位証明書の提出を求める必要がある。	保健福祉部	措置済	平成31年3月6日までに、受給者から在学証明書及び修得単位証明書を受領し、在籍を確認した。 また、受給者に対し在学証明書及び修得単位証明書の提出を求めるよう、平成31年3月8日付け子ども子育て支援課総括課長通知にて各広域振興局保健福祉環境部等に対し指導を行った。
4	■消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の未提出について【ひとり親家庭等セルフサポート事業費】 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱」の規定に従い、平成28年度分及び平成29年度分の仕入控除税額報告書を早急に提出させるとともに、返還額の有無を確認する必要がある。	保健福祉部	措置済	平成30年度交付申請の際に、平成28年度分及び平成29年度分の仕入控除税額報告書について提出を受け、返還額がないことを確認した。
5	■不納欠損処理の適時実施について【児童扶養手当支給事業費】 児童扶養手当返還金について不納欠損処理の遅延がみられた。過年度に時効の完成した債権の有無について今一度再調査するとともに、今後は、時効により消滅した債権については、当該時効が完成した年度内に不納欠損処理を行う必要がある。	保健福祉部	措置済	時効となった債権を管理している広域振興局保健福祉環境部等に対して、口頭で指導したほか、各広域振興局保健福祉環境部等に対し平成31年3月11日付け子ども子育て支援課総括課長通知にて指導を行った。平成30年度内に当該債権について不納欠損処理を行った。
6	■電話、訪問等による納入指導の徹底について【児童扶養手当支給事業費】 児童扶養手当返還金について、文書の送付のみではなく、本人と接触するべく、電話、訪問等による納入指導を徹底する必要がある。	保健福祉部	措置済	対象となる債権を管理している広域振興局保健福祉環境部等に対して、口頭で指導したほか、各広域振興局保健福祉環境部等に対し平成31年3月11日付け子ども子育て支援課総括課長通知にて指導を行った。 今後も、事務指導監査や担当者会議等の機会を利用して指導していく。
7	■保証人に対する納付交渉の積極的実施について【児童扶養手当支給事業費】 児童扶養手当返還金について、保証人に対しても、定期的な通知に加え、電話、訪問等による納付交渉を積極的に実施する必要がある。	保健福祉部	措置済	対象となる債権を管理している広域振興局保健福祉環境部等に対して、口頭で指導したほか、各広域振興局保健福祉環境部等に対し平成31年3月11日付け子ども子育て支援課総括課長通知にて指導を行った。 今後も、事務指導監査や担当者会議等の機会を利用して指導していく。
8	■アクションプランの取組率について【児童虐待防止アクションプラン】 取組むべきにも関わらず取り組んでいない関係機関が含まれている項目については、速やかに100%に達するよう努めていく必要がある。また、取り組んでいない市町村が含まれている項目については、当該市町村に対して県が、取組を促していく必要がある。	保健福祉部	措置済	市町村に対しては、児童相談所が研修開催や市町村要保護児童対策地域協議会への参画、要保護家庭への同行訪問などを通じて支援を行っているほか、令和元年度には取組の促進が特に必要と思われる11市町村を選定して本庁担当課がR2年2月までにヒアリングを実施し個別に助言等を実施したところであり、引き続き、市町村の取組が促進されるよう、支援していく。
9	■システム保守・管理業務の報告について【周産期医療情報推進事業費】 岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」の保守・管理業務について、仕様書に定める報告書が提出されていなかった。必要に応じて様式や提出期限を定めるべきである。	保健福祉部	措置済	毎月受託者から報告書の提出を求め、業務の実施状況を確認することとし、令和元年度契約の際に、報告書様式及び提出期限を定めた。
10	■平成29年度小児医療遠隔支援業務委託の報告について【小児科救急医療体制整備事業費】 委託先から、仕様書に定める月次報告書の提出が遅延していた。遅滞なく状況の確認を行い、早急な提出を求めるべきである。	保健福祉部	措置済	毎月受託者から期限内に報告書の提出を求め業務の実施状況を確認している。
11	■業務報告書の未入手について【療育センター整備事業費】 医療機械等移設業務の委託先から、仕様書に定める業務報告書を受領していないままであった。作成を要請し、入手しておく必要がある。	保健福祉部	措置済	業務報告書については、平成31年3月28日に受領した。今後は、委託業務の完了確認において、仕様書に定められた業務が履行されているか確認を徹底し、適正な事務の執行を図る。
12	■参考見積書について【療育センター整備事業費】 有効期限の切れた見積書をベースに委託料を算定していた。委託料の積算を行う際の見積書の取扱いについて十分に留意する必要がある。	保健福祉部	措置済	委託料の積算に当たっては、参考見積書の有効期限の確認や参考となる資料の取扱いについて、複数の職員での確認を徹底し、適正な事務の執行を図る。
13	■負担金の精算について【いわて子どもスマイル推進事業費】 「いきいき岩手」結婚サポートセンター「i-サボ」に関して、県の負担金は最終的に運営主体であるいきいき岩手支援財団の予算額となっており、精算行為が行われていない。正確な支出決算を行うよう要請し、負担金の精算を行うべきである。	保健福祉部	措置済	令和元年7月12日に開催された”いきいき岩手”結婚サポートセンター運営委員会において、事務局から負担金の精算に係る今後の取扱いについて説明があり、承認された。

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（令和2年12月31日現在）	
			区分	概要
14	■消費税の記載誤りについて【東日本大震災子ども支援センター運営事業】 実績報告にあたって提出された経費積算書類において、消費税の課税区分に誤りがあることから、委託先から提出を受けた書類については、計算の正確性を確認することが必要である。	保健福祉部	措置済	委託先から提出を受けた書類については、複数の職員による確認を徹底するとともに、報告内容の矛盾等については、適宜説明を求めている。
15	■システム台帳の整備について【いわて子どもの森管理運営費】 基本協定書に規定するシステム台帳が整備されていない。基本協定書に準拠した取扱いがなされるよう、指定管理者に確認する必要がある。	保健福祉部	措置済	指定管理者において、システム台帳を整備済み。
16	■再委託の承認について【いわて子どもの森管理運営費】 県による再委託の承認は、指定管理業務の適切性を確保する上で、事前になされるべきものであるから、基本協定書の趣旨に沿って仕様書の文言を改める必要がある。	保健福祉部	措置済	令和2年度業務委託契約書の仕様書において、再委託の事前承認の規定を整備済み。
17	■再委託の報告もれについて【いわて子どもの森管理運営費】 指定管理者からの管理報告書の内容を十分に検討し、抜け・もれ・矛盾等については説明を求めるべきである。	保健福祉部	措置済	提出された書類については複数の職員による確認を徹底するとともに、不備等がある場合には適宜指導する。
18	■入場者の属性データについて【いわて子どもの森管理運営費】 入場者全体の人数は把握されているが、年齢層、性別等の基礎的な属性データが取れていない。児童厚生施設としての設置目的からすると、少なくとも子どもの入場者数は把握すべきである。	保健福祉部	措置済	居住地把握のため、来館者が大型地図へシールを貼付してもらうこととし、大人用と子ども用に区分することにより来館者の属性が把握できるよう対応済である。
19	■認定等の事務に関する実地検査について【公立高等学校等就学支援金交付事業】 各県立高校が実施した事務に対して県が実地検査を実施するにあたり、具体的な計画を早急に策定する必要がある。	教育委員会	措置済	3箇年で全ての県立高校の実地検査を実施することとして、学校に対し5月に実施計画を通知した。
20	■認定等の事務に関する実地検査について【奨学のための給付金事業】 各県立高校が実施した事務に対して県が実地検査を実施するにあたり、具体的な計画を早急に策定する必要がある。	教育委員会	措置済	3箇年で全ての県立高校の実地検査を実施することとして、学校に対し5月に実施計画を通知した。
21	■実績報告書の記載方法の見直しについて【青少年の家プログラム充実事業】 青少年の家3施設の管理業務報告書及び管理業務月別支出実績調書については、次の点を見直す必要がある。 ① 収支が記載されていない ② 予算と実績の対比がなされていない ③ 問題・課題が毎年度同じ内容となっている	教育委員会	措置済	令和元年度から様式を改正し、基本協定の変更契約を締結した（平成31年3月）。 問題及び課題の記載内容について、指定管理者に指導した。

## 2 監査の結果に添えて提出する意見関連

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（令和2年12月31日現在）	
			区分	概要
1	■いわて子どもプランの進捗管理について 子ども子育て支援課はいわて子どもプランの所管課として、取組状況の取りまとめという情報収集にとどまらず、いわて子どもプランのコーディネーターとして全体の調整にあたることが望ましい。	保健福祉部	措置済	子どもプランの進捗管理に関し、岩手県子ども子育て会議の場を通じて外部意見を取り入れるとともに関係各課に対し情報共有を図った。 また、令和2年度以降を計画期間とする新しいいわて子どもプランについて、現状・課題及び主要な施策の概要を個別の項目ごとに把握できるように整理しており、今後は、この計画に基づき関連施策の取組状況について進捗管理を行うこととしている。
2	■業務の効率化と県の役割について 煩雑な書類確認作業についてはチェックシート類を活用して業務の効率化を図るとともに、市町村に対するコンサルティング的な役割を県が担っていくことが、県全体でのレベルアップに資すると考える。	保健福祉部	措置済	事務事業の内部統制を確保するため、事務事業におけるチェックリスト等の活用について、いわて子どもプラン関係室課等に対し通知を行った。
3	■県全体での情報発信について 県の各部局が発信する情報やその媒体において、いわて子どもプランの目指すところと矛盾するメッセージが含まれないようにすることが望まれる。	保健福祉部	措置済	県広報等においてプランの目指すところと矛盾するメッセージが発信されないよう注意喚起するため、いわて子どもプラン関係室課等に対し通知を行った。
4	■岩手県子ども・子育て会議の開催時期の見直しについて【岩手県子ども・子育て支援事業支援計画】 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施にあたり、PDC Aサイクルを機能させるためには、会議の開催時期を前倒しし、翌年度の予算編成に反映できる時期に開催することを検討することが望ましい。	保健福祉部	措置済	令和元年9月に開催した第1回子ども・子育て会議支援計画部会において、計画に基づく施策の実施状況について報告した。
5	■岩手県子ども・子育て支援事業支援計画を構成する事業の明確化について【岩手県子ども・子育て支援事業支援計画】 子ども・子育て支援法に基づく独立した計画として、構成する施策及び事業を明確化した上で事業の実施状況を点検評価することにより、計画単位での実施状況をより明確に把握することが望まれる。	保健福祉部	措置済	これまで、現計画の掲載内容と取組状況のみを記載し点検評価していたが、平成30年度実績からは、その取組に連動する事業について明確化し、点検評価を行った。
6	■潜在保育士等に対する情報発信の内容及び提供手段の多様化等について（保育士・保育所支援センター開設等事業）【保育対策総合支援事業費】 潜在保育士等が求職情報等に触れる機会を増やす手段を多様化させるとともに、より具体的な情報を提供することにより、岩手県保育士・保育所支援センターの認知度を高める方策を検討することが望ましい。	保健福祉部	措置済	市町村担当学会や保育関係者の会合等において、センターの活用の呼びかけを行ったほか、市町村広報誌やラジオ、SNS等を通じた広報を実施した。

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（令和2年12月31日現在）	
			区分	概要
7	<p><b>■受託者が把握した地域課題にかかる報告について（保育士・保育所支援センター開設等事業）【保育対策総合支援事業費】</b></p> <p>業務の受託者から、記録票による地域課題の提出がなされていない。把握した情報を集約し、地域課題として整理することを求めることが望ましい。</p>	保健福祉部	措置済	平成31年1月分から、保育士・保育所支援センターから提出される事業実施状況報告において、把握した情報を集約し、地域課題に係る記録表を提出させており、一層の連携を図り、課題解決に向けた取組を進めている。
8	<p><b>■予算積算方法の見直しについて（保育士資格取得支援事業費補助）【保育対策総合支援事業費】</b></p> <p>当初予算30百万円に対し最終補正後予算額は137千円と乖離が大きい。より実態に即した予算額を当初予算から設定することが望ましい。</p>	保健福祉部	措置済	<p>これまででは、特例制度の利用を希望したものの実際には利用に至らない者があったことから、平成30年度に、より利用しやすい制度となるよう見直しを図ったところである。</p> <p>令和元年度においては、当事業の一層の利用を図るため、特例講座を実施している保育士養成施設等に対して、制度の利活用を図るよう依頼したほか、令和2年度当初予算要求においては、より実態に近い金額となるよう、積算方法を見直した。</p>
9	<p><b>■負担金及び補助金対象支出を証する添付書類の見直しについて【施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金】</b></p> <p>現状の各市町村からの提出書類では、その正確性を確認することができない。交付額の正確性を担保するために、歳入歳出決算書（もしくは予算書）抄本の内容に他の支出が含まれる場合には、内訳書の添付を求める等の対応を検討することが望ましい。</p>	保健福祉部	措置済	実績報告の際に、施設に対する支弁額が分かる書類等を添付するよう、事務処理マニュアルを作成し、市町村に周知した。
10	<p><b>■子ども・子育て支援全国総合システムの活用について【施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金】</b></p> <p>現状、国が整備した子ども・子育て支援全国総合システムへの登録と、県における施設型給付費等負担金の申請事務とは切り離されている。当該システムを施設型給付費等負担金の申請事務に利用できるよう、国に要望することを期待する。</p>	保健福祉部	措置済	令和元年6月14日に実施した北海道・東北7県保健福祉主管部長会議による国への要望において、子ども・子育て全国総合システムの改善による子どものための教育・保育給付交付金に係る申請事務等の一層の効率化について、要望を行った。
11	<p><b>■児童福祉行政指導監査における監査事項の明確化及び連携強化について【施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金】</b></p> <p>施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金交付額の正確性を検証する一手段として、市町村保育行政指導監査が機能するよう、実施手続を明確化することが望ましい。</p>	保健福祉部	措置済	市町村保育行政指導監査調査書を改正し、施設型給付費等の支弁台帳の記載状況に係る具体的な確認事項を新たに定め、振興局担当者に周知した。
12	<p><b>■他都道府県の実績及び先進事例等の積極的な情報収集等について【地域子ども・子育て支援交付金】</b></p> <p>地域子ども・子育て支援交付金を構成する事業について、岩手県で将来的にどの水準に、どう進めていくのかを検討する材料として、継続的に他都道府県の実績及び先進事例等を情報収集し、分析することが望まれる。</p>	保健福祉部	措置済	令和元年度において、市町村における地域子ども・子育て支援事業等の今後の取組方針や、他県の状況等を確認しながら、第2期県子ども・子育て支援事業支援計画を策定した。
13	<p><b>■提出書類の検証作業の効率性向上策について【地域子ども・子育て支援交付金】</b></p> <p>担当者間において一定以上の業務の質を確保する枠組みを構築するとともに、事務処理の効率性を向上させる方策を検討することが望まれる。</p>	保健福祉部	措置済	県広域振興局の担当者、市町村の担当者を対象に、地域子ども・子育て支援事業交付金の事務処理に係る留意事項について説明を行い、業務の質の確保、効率性の向上を図った。
14	<p><b>■子ども・子育て支援全国総合システムの活用について【地域子ども・子育て支援交付金】</b></p> <p>現状、国が整備した子ども・子育て支援全国総合システムへの登録と、県における地域子ども・子育て支援交付金の申請事務とは切り離されている。当該システムを地域子ども・子育て支援交付金の申請事務に利用できるよう、国に要望することを期待する。</p>	保健福祉部	措置済	令和元年6月14日に実施した北海道・東北7県保健福祉主管部長会議による国への要望において、子ども・子育て全国総合システムの改善による子ども・子育て支援交付金に係る申請事務等の一層の効率化について、要望を行った。
15	<p><b>■事業計画書の承認について【ひとり親家庭等セルフサポート事業費】</b></p> <p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金に関して、事業計画書の内容について承認がなされていない。県は、国の通知に従い、事業計画書の内容について、その妥当性を検討したうえで承認する必要がある。</p>	保健福祉部	措置済	<p>事業計画書の内容については、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会あて書式の変更等を指示し、計画内容の妥当性について十分な確認ができるよう修正を行った。</p> <p>また、承認については、国通知及び監査の指導を踏まえて通知文書の変更を行うこととしたところであり、今後も、事業内容の確認と承認について適正に実施していく。</p>
16	<p><b>■利用実績の向上について【ひとり親家庭等セルフサポート事業費】</b></p> <p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業について、平成29年度までの貸付対象者数実績は、平成28年度における見込み人数に対して著しく低い。補助金の効果的な使途となるよう、当該貸付制度について周知方法を工夫するなどして、利用実績の向上を図る必要がある。</p>	保健福祉部	措置済	<p>貸付事業の利用促進を図るため、事業対象者が通っている各専門学校等に対し周知を行った。</p> <p>また、貸付の利用条件となっている「高等職業訓練促進給付金」の申請者に対して改めて周知を行うこととした。</p>
17	<p><b>■随意契約理由と再委託承認理由との齟齬について（その1）【児童扶養手当支給事業費】</b></p> <p>児童扶養手当及び特別児童扶養手当システム運用支援等業務委託が随意契約で実施され、再委託が行われているが、随意契約とする理由と再委託承認理由との間で齟齬がないよう、正確を期す必要がある。</p>	保健福祉部	措置済	令和元年度の契約から、随意契約理由と再委託承認理由について整合性が図られた記載とした。
18	<p><b>■随意契約理由と再委託承認理由との齟齬について（その2）【児童扶養手当支給事業費】</b></p> <p>社会保障・税番号制度導入及びデータ標準レイアウト改変に伴う児童扶養手当・特別児童扶養手当システム改修等業務委託が随意契約により実施され、再委託が行われているが、随意契約とする理由と再委託承認理由との間で齟齬がないよう、正確を期す必要がある。</p>	保健福祉部	措置済	今後、同様のシステム改修等業務契約を行う場合は、随意契約理由と再委託承認理由について整合性を図る。

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（令和2年12月31日現在）	
			区分	概要
19	<p><b>■岩手県要保護児童対策地域協議会の開催時期と実績報告について【児童虐待防止アクションプラン】</b></p> <p>児童虐待防止アクションプランの進行管理を行い、それを踏まえて事業の見直しを行うためには、協議会の開催時期と実績報告の開示のタイミングを検討することが望ましい。</p>	保健福祉部	措置済	令和元年度の県要保護児童対策地域協議会について、国が開催した全国主管課会議における情報提供内容等を踏まえ、令和元年9月30日に開催した。
20	<p><b>■アクションプランの運用状況について【児童虐待防止アクションプラン】</b></p> <p>アクションプランに従った取組を有効に機能させていくためには、連携強化を図る体制の整備に留まらず、実際に効果的な運用がなされるよう留意していくことが望まれる。</p>	保健福祉部	措置済	<p>平成30年4月に県内で発生した児童虐待による死亡事案をうけて、岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会により取りまとめられた検証報告書において、再発防止策が提言されたことから、ライブライン関係事業者あて通告・情報提供の協力依頼の文書を出し、取組を進めている。</p> <p>なお、国においては、学校等から市町村・児童相談所への情報提供について新たに指針が定められるなど、新たな動きも見られることから、国の動向にも留意しつつ、研修の充実による児童相談所職員の専門性強化等を図り、効果的な連携がなされるよう、引き続き取組を進めていく。</p>
21	<p><b>■「いーはとーぶ」の活用について【周産期医療情報推進事業費】</b></p> <p>岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」が稼働してから既に9年を経過している。利用上の問題点を抽出・整理し、改修の要否や範囲を検討することが望まれる。</p>	保健福祉部	措置済	<p>令和元年7月5日に開催された岩手県医師会主催の「いーはとーぶ普及啓発委員会」で、システム利用機関（医療機関・市町村）から利用上の問題点や改修の要否やその範囲について意見を聴取し、他のシステムとの「二重の入力の手間」等の実態など、現在の状況について確認し、課題等の整理を行った。</p> <p>今後、当該システムを改修する場合、整理した課題等を踏まえ、検討することとした。</p>
22	<p><b>■契約図書取扱について【療育センター整備事業費】</b></p> <p>岩手県県営建設工事検査規則に定める契約図書に該当する書類がどの書類であるかを整理把握しておく必要がある。</p>	保健福祉部	措置済	検査担当課等と調整し、契約図書を整理把握した。今後の事務執行においても、関係規定等を把握し、適正な事務執行に努める。
23	<p><b>■療育センター移転による利用状況の変化について【療育センター整備事業費】</b></p> <p>新療育センターについては、移転によって利用者にどのような変化が見られたのか、利用者が新療育センターにどのような印象を持ったのか、改善を望む事項はないか、その要望は実現可能かなど、今後の対応に生かすための情報を可能な限り速やかに把握・分析することが望ましい。</p>	保健福祉部	措置済	<p>新施設となり、施設がきれいで設備も新しくなり利用しやすくなった等の評価をいただいている一方で、矢巾町に移転し場所がわかりにくいという指摘があったことから、国道4号線及び周辺の町道に案内標識を設置した。（H30.11.2完成）</p> <p>今後も療育センター内に設置している意見箱等により、利用者の要望を把握し、適切に対応していきたい。</p>
24	<p><b>■事業実績について【いわて子どもスマイル推進事業費】</b></p> <p>i-サポにおける成婚数は目標に達していないため、何らかの対策を検討されたい。公費を投入して結婚支援を行う以上、民間にない特色を出していくことも求められると考える。</p>	保健福祉部	措置済	包括外部監査の意見を踏まえ、i-サポの最大の特色である、県、市町村等の関与による信頼性、安全性の高さを強調し、県、市町村の広報媒体等を活用しi-サポの事業周知を強化するとともに、新たに出張サービスの拠点を拡充するなどの取組を進め、会員数及び会員における成婚数の増加を図る。
25	<p><b>■コーディネーターの研修について【いわて子どもスマイル推進事業費】</b></p> <p>i-サポのコーディネーターに対しては定期的に対人スキルや個人情報保護に関する研修を行い、会員からの信頼の維持増進に努めることが望ましい。</p>	保健福祉部	措置済	元岩手放送アナウンサー 西條ユキコ氏、（一社）日本結婚支援協会代表理事 田口智之氏を招き、好感度を上げる話し方や聴き方についてのトレーニングを実施した。
26	<p><b>■委員の任期について【子育て応援推進事業費】</b></p> <p>岩手県子ども・子育て会議においては、できるだけ多くの人々から多様な意見が聴取できるよう、委員の再任に上限を設けることを検討されたい。</p>	保健福祉部	措置済	検討した結果、各団体等へ推薦を依頼する際には、「会議に出席可能な代表相当職（会長、副会長又は役員の方）」という推薦要件を付しており、各団体等での役職の任期満了等があるため、子ども・子育て会議で委員の再任上限を設けずとも、委員の長期在任は回避されるものと考えられることから、委員の再任上限は設けないこととする。ただし、多様な意見が聴取できる委員構成となるよう、必要に応じて推薦依頼先の見直しを検討していく。
27	<p><b>■委員構成について【子育て応援推進事業費】</b></p> <p>岩手県子ども・子育て会議において、より広く意見を聴取するため、委員の推薦先法人を増やすこと、他の法人に変更すること、地域的なバランスを考慮されたい。</p>	保健福祉部	措置済	令和元年12月の委員改選時に、子ども・子育て支援事業者分野における委員の推薦先法人を増やし、委員を1名増とした。
28	<p><b>■委員の公募について【子育て応援推進事業費】</b></p> <p>岩手県子ども・子育て会議について、広く県民に開かれた会議として透明性を高めるために、委員の一部を公募により委嘱することは有効と考える。</p>	保健福祉部	措置済	令和元年12月の委員改選時に、子どもの保護者分野における委員の公募を実施し、2名の委員を委嘱した。
29	<p><b>■委託契約書の記載について【東日本大震災子ども支援センター運営事業費】</b></p> <p>委託業務には診療行為が含まれないため、診療報酬収入は発生しない。契約書の文言を見直すべきである。</p>	保健福祉部	措置済	当該条文については、令和元年度契約書から削除した。
30	<p><b>■再委託について【東日本大震災子ども支援センター運営事業費】</b></p> <p>委託業務の具体的な内容や付随する業務について分割の可能性、仕様書の記載方法等を見直し、客観的で競争性及び透明性を確保する事務が行われることが必要である。</p>	保健福祉部	措置済	令和2年度の事業者募集に向け、客観的で競争性及び透明性を確保される内容となるよう、仕様書の記載内容の検討を行った。

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（令和2年12月31日現在）	
			区分	概要
31	<b>■事業経費精算書の様式について【東日本大震災子ども支援センター運営事業】</b> 報告様式をできるだけ統一し、より効率的で実効性のある決算報告資料が作成されるようにすることが望ましい。	保健福祉部	措置済	当該報告書については任意様式であるため、令和元年度事業に係る実績報告からは、類似する様式については統一することで、資料の作成や確認作業の効率化が図られるよう、受託事業者に対し指示した。
32	<b>■管理物件の実地確認について【いわて子どもの森管理運営費】</b> 現物の状況確認について実施時期、実施時点での状況を記録した事跡を残すことが望ましい。	保健福祉部	措置済	物件の現状把握ができるよう、現状の記録、写真等を掲載した物件管理リストを、県の備品管理台帳と突合の上作成した。
33	<b>■指定管理に係る収入・支出の報告について【いわて子どもの森管理運営費】</b> 集計ミスの再発防止策を要請するとともに、指定管理者の事業管理、特に収入・支出報告に係る業務について、集計ミスを防止するためにどのような仕組みがとられるか具体的に確認することが望ましい。	保健福祉部	措置済	管理報告書の作成方法を指定管理者へ確認したところ、転記誤りによるミスであったため、報告前のダブルチェック体制を徹底するよう指導した。
34	<b>■減価償却費の取扱いについて【いわて子どもの森管理運営費】</b> 県は、管理運営経費として報告する内容について、社会福祉事業団とも確認した上で仕様書に明記することが望ましい。	保健福祉部	措置済	指定管理者と確認し、減価償却費については記載しないこととして報告する内容を整理した。
35	<b>■収入確保の取組みについて【いわて子どもの森管理運営費】</b> 今後の大規模修繕に備えるため、入場料を設けることには検討の余地がある。	保健福祉部	措置済	検討の結果、少子化対策の推進や子育てしやすい環境づくりの推進のため、当面は無料を継続することとした。 なお、今後の財政状況や修繕費の見込み等を勘案の上、引き続き検討していくこととする。
36	<b>■知的財産権の取扱いについて【いわて子どもの森管理運営費】</b> 今後の大規模修繕に備えるため、県は、設計者等関係者との間で、キャラクターや意匠の維持と修繕・更新の円滑を図るよう、調整を図っていくことが望まれる。	保健福祉部	措置済	キャラクターや意匠等について、現状、制作業者が著作権を主張する等の状況に無いことを確認した。 詳細な権利関係の確認を継続するとともに、必要に応じて、関係者との調整を行うこととする。
37	<b>■災害時等訓練について【いわて子どもの森管理運営費】</b> 地元消防や警察とも連携し、獣害に対する訓練の必要性につき検討することが望まれる。	保健福祉部	措置済	令和元年10月7日に、職員及び来館者を対象に獣害を想定した避難誘導訓練を実施した。
38	<b>■措置費の科目について【児童保護措置費】</b> 措置費を委託料の予算科目で支出しているが、義務的経費としての性質を重視するならば、委託料でありながら委託契約書を不要とする取扱いではなく、本来扶助費として支出することが妥当な取り扱いと考えられる。	保健福祉部	措置済	令和元年度当初予算より、扶助費で予算計上している。
39	<b>■措置費の認定業務について【児童保護措置費】</b> 全体としての業務負担が過大になっているため、精算払いの回数や概算払いの事務作業を見直し、合理的で事務負担を軽減する手続へ改善することが望まれる。	保健福祉部	措置済	事務処理に当たっては、表計算ソフトのさらなる活用などにより業務改善を行った。
40	<b>■患者数の増加への対応について【いわてこどもケアセンター設置運営事業】</b> こどもケアセンターの受診件数は開設以来年々増加の一途を辿っているため、診療機関や相談機関の利用の適正化を図る仕組みを早期に機能させることが望まれる。	保健福祉部	措置済	子どもの心のケアに関する医療機関や保健・福祉・教育等関係機関が一体的に機能できるネットワーク体制を構築し、効率的・効果的な支援を実施することにより、子ども達への支援を充実させることを目的とした、子どもの心の診療ネットワーク事業を平成30年度から実施している。
41	<b>■将来の財源について【いわてこどもケアセンター設置運営事業】</b> 本事業は財源のすべてを国の東日本大震災復興特別会計の被災者支援総合交付金により充当してきた。今後、関連機関の状況も考慮しつつ財源の手当てを行うことが望まれる。	保健福祉部	措置済	中長期的に被災した子どものこころのケアが可能となるよう、国に対して必要な財政措置の継続について要望した。
42	<b>■指定医療機関の追加について【小児慢性特定疾病医療費助成事業】</b> 指定医療機関の追加に関して保健所長の権限で追加する事務手続とし、受診者がスムーズに指定医療機関を受療できるようにすることが望ましい。	保健福祉部	措置済	平成31年1月から、指定医療機関の追加申請があった場合には、保健所において随時追加できる事務手続とした。
43	<b>■釜石市等の計算について【児童手当等市町村支給費負担金】</b> 釜石市等において、他市町村と比較して追加交付率が高くなっている。釜石市等の計算方法について再確認すると共に、市町村間の比較も行い、全ての市町村から正しい申請が行われるよう指示・指導することが求められる。	保健福祉部	措置済	釜石市及び花巻市の計算方法について確認済みである。また、意見を踏まえ、全市町村に対して交付申請時に正しい申請が行われるよう文書による指導を行った。
44	<b>■分担金の金額決定について【交通安全指導費】</b> 若手県交通安全対策協議会に対して県が支出する分担金の額の根拠が明確になっていない。透明性を確保するために、分担金の計算方法やその根拠を明確化する必要がある。	環境生活部	措置済	分担金の算定方法についての考え方を定め、県が負担する分担金の額については、県と協議会が毎年度協議の上算定することとした。
45	<b>■暫定予算について【交通安全指導費】</b> 若手県交通安全対策協議会において、3月に総会を開き予算を成立させるか、暫定予算の決定を別の機関に委ねる等の対応をとり、会計年度開始前に予算を成立させるように会則を改定することが望まれる。	環境生活部	措置済	収支予算及び事業計画の決定に係る権限を委員会に付し、幹事会において協議した収支予算及び事業計画（案）について、会計年度開始前に委員会において審議・決定し、予算を成立させることができるよう会則を改定（R1.5.31総会議決）した。
46	<b>■参加者数増加の工夫について【幼稚園教育理解推進事業】</b> 若手県幼児期における子育て支援協議会の開催地として県立生涯学習推進センターだけでなく、複数地における開催も含め、参加者数の増加に向けた工夫を関係部局との一層の連携のもとに検討する余地があると考えられる。	教育委員会	措置済	若手県幼児期における子育て支援協議会（国費委任事業）は平成30年度で終了したが、令和元年度は市町村における幼児教育の充実を目的とした別の協議会において、保健福祉部と共催する、開催地を見直す等の取組を行った。なお、今後、各地域のニーズに応じた幼児教育の質の向上を図る幼児教育アドバイザーの養成等を進めることで、各地における幼児教育の推進に取り組むこととしている。

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（令和2年12月31日現在）	
			区分	概要
47	■子育て支援協議会報告書の活用について【幼稚園教育理解推進事業】 岩手県幼児期における子育て支援協議会報告書について、ウェブサイトへの掲載・周知や、協議会の様子をDVDに記録して配布したり、ホームページで閲覧できるようにしたりすることも有効と考えられる。	教育委員会	措置済	本協議会の報告書を含む平成30年度幼稚園教育指導資料「岩手の幼児教育」を県ホームページに掲載した。
48	■予算と決算の差異の把握について【スクールカウンセラー等配置事業】 スクールカウンセラー等への報酬について、予算と実績でどこに違いが生じているのかを明瞭に把握できる資料を作成し、分析を行える体制を構築しておくことが望ましい。	教育委員会	措置済	当初のカウンセラー配置基準・配置時間の計画とカウンセラー任用者数・配置時間数の実績を比較し、各経費の増減を把握できるように様式を見直した。
49	■岩手県としての目標もしくは方向性の設定について【学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業】 事業実施の程度等の判断は大半が市町村等に委ねられているものと言えるが、岩手県としても広域的な観点から、現状の実施水準を踏まえ、全県単位での目標やあるべき水準を想定することが考えられる。	教育委員会	措置済	本事業を希望している市町村では、各地域の要望に合わせ、住民の参画を得ながら、きめ細やかな事業が展開され、児童・生徒の安心、安全な学習環境の整備につながっている。 事業の実施にあたっては、児童・生徒やそれにかかわる地域人材数、事業内容、環境整備状況等、各市町村で異なるため、全県単位での目標等の設定は困難であったことから、市町村の実情に応じ、財政支援を継続することとし、学校・家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進していくこととしている。
50	■2021年度以降における制度変更に向けた対応策の早期検討について【学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業】 仮設住宅の解消に伴い、国庫負担が減少する。県の財源確保策を検討するとともに、資金規模が縮小することも見据えて、より効率的かつ効果的な事業実施手法の検討及び実施を早期に進めることが望ましい。	教育委員会	措置済	令和3年度から「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」（国1/3補助、県1/3補助、市町村1/3）へ移行となることを見据え、当該事業を希望する市町村に対して、効果的かつ効率的な事業実施となるよう事業内容の精選と真に必要な額の精査を依頼し、予算措置することとしている。
51	■ライブ中継等による研修会受講機会の拡大について【学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業】 子育て支援ネットワーク研修会及び読書ボランティア研修会等について、各教育事務所等を会場として同時中継することや、研修内容を録画しDVD化する等により、別の日程において、他の教育事務所にて録画放映による研修会を実施する等、より一層研修の受講機会を拡大させることを検討する余地がある。	教育委員会	措置済	今年度、動画配信（オンデマンド）による研修会を実施し、受講機会の拡充を図った。
52	■青少年の家のいわて子どもプランにおける位置づけについて【青少年の家プログラム充実事業】 青少年の家3施設の指定管理業務については、いわて子どもプランとの連動性を持たせるべく、業務内容や管理業務報告書の記載内容、モニタリングのあり方などを見直す必要がある。	教育委員会	措置済	指定管理業務といわて子どもプランとの関係は、各青少年の家で実施される体験活動等が充実した環境のもとで行えるよう、指定管理業務において施設を適切に維持管理することであり、今後も、研修内容や利用者からの声などを参考にしつつ施設の管理及び充実を図っていくこととしている。なお、利用状況については基本協定書で定めている別様式で利用者等を確認できるものである。
53	■スクールカウンセラーの適正配置について【学校不適応総合対策事業】 スクールカウンセラーの活動状況について、より詳細なデータを把握し、現状分析を行って、スクールカウンセラーの効果的な配置を検討していくことが望ましい。	教育委員会	措置済	各校の相談件数等の実態を詳細に把握し、カウンセラーの配置計画に反映した。
54	■子育て世帯への住宅支援について【公営住宅建設事業（天下田AP個別改善）】 子育て世帯における県営住宅のニーズがどのくらい存在し、どのくらい満たされているかが現状では明確になっていない。子育てにやさしいまちづくりを推進する上で、まずはニーズを把握することが望まれる。	県土整備部	措置済	令和元年度から定期募集における子育て世帯の応募数を把握する。
55	■契約額を超過する実績報告について【ジョブカフェいわて管理運営費】 受託者からは、契約額を超過する実績額が報告されている。その原因を詳細に分析し、委託業務の設計や進め方、協議の必要性等についても再確認して、業務実績額が契約額を大幅に超過しないような仕組みを構築することが望ましい。	商工労働観 光部	措置済	平成28年度及び平成29年度の収支実績報告書に記載された実績額が契約額を上回った原因等については、受託事業者からの聴き取り等により詳細を確認した。引き続き、事業受託者との連携を密にして、事業の進捗や予算執行の状況把握に務めるとともに、完了確認の際は、記載内容の十分な確認を行う。
56	■収支実績報告書の様式及び報告内容について【ジョブカフェいわて管理運営費】 収支実績報告書の様式を見直し、概算額でなく実績額を記載することが必要である。	商工労働観 光部	措置済	収支実績報告書の様式について、記載方法を追加するなど、事業受託者により分かりやすい内容に改めた。
57	■収支実績報告書の消費税について【ジョブカフェいわて管理運営費】 収支実績報告書の記載につき、正しい税額計算が行われていないと考えられる。正確な実績額の記載を行うよう指導することが望まれる。	商工労働観 光部	措置済	事業受託者に対し、意見の内容に沿って指導した。
58	■契約期間及び事業の運営手法について【ジョブカフェいわて管理運営費】 企画提案型の受託者選考を単年度契約で行っているが、事業の特性と整合していない。ジョブカフェの業務内容、選考方法、ジョブカフェで働く人員の労働環境等を包括的に見直し、再検討することが望まれる。	商工労働観 光部	措置済	ジョブカフェいわて管理運営業務を複数年契約とする場合、長期継続契約が考えられるが、本業務の内容は、長期継続契約が適用される受付業務以外に、カウンセリングや学校等での就職セミナーの開催など多岐にわたっているため、現状では長期継続契約を適用することは困難な状況にある。仮に、受付案内業務のみを分離して別途契約とした場合、契約手続きをはじめ業務がより煩雑になることから、現実的ではない。 よって、当面の間はこればで通り多年度契約とせざるを得ないが、他県の状況等も参考にしながら、運営方法の見直しも視野に入れ検討を継続していく。